

<その他>

問147. 国からの補助金を受けて原発事故からの復興に取り組んでいるが、もらっている補助金の額が損害賠償金から控除されてしまうのか。

(答)

1. 中間指針においては、一般の不法行為法上、「損益相殺の法理」が認められていることを踏まえ、本件事故により原子力損害を被った者が、同時に本件事故に起因して損害と同質性がある利益を受けたと認められる場合には、その利益の額を損害額から控除すべきものとされています。
2. この点を踏まえ、中間指針においては、損益相殺の対象となると考えられる給付金等を例示していますが、これ以外のものについても、個別の補助金等の趣旨にかんがみて、同質性がある利益を受けたと認められる場合には、当該補助金等の額が損害賠償金から控除されることとなります。

問148. 勤務先が避難指示等に伴い休業し、現在雇用保険法の特例措置で失業等給付を受給している。この場合、東京電力から支払われる就業不能等に伴う損害賠償金の額から、当該給付額は控除されてしまうのか。

(答)

特例措置を含め、雇用保険法に基づく失業等給付については損益相殺の対象とはならず、就労不能等に伴う損害の金額から控除されることはありません。

問149. 警戒区域内に居住していた自営業者の63才の夫が避難先で死亡し、子が一人いるため、国民年金法に基づく遺族基礎年金（これまで支給を受けた額300万円＋支給が確定した額25万円）と生命保険契約に基づく生命保険金（3,000万円）の両者を受給した。併せて、日本赤十字社より、義援金200万円を受け取った。東京電力には逸失利益として3,000万円の請求を行うことを考えているが、仮に全額が認められたとして、この中からどれだけの金額が控除される可能性があるのか。

（答）

1. 被害者の方が、国民年金法に基づく各種給付を受けた場合には、損益相殺の法理により、当該金額が東京電力からの損害賠償金から控除されることとなります（但し、死亡一時金を除く。）。
2. 他方、生命保険金や義援金については、損害を填補する趣旨の性格のものではないことから、当該金額が東京電力からの損害賠償金から控除されることはありません。
3. したがって、上記の場合には、国民年金法に基づき既に支給を受けた又は支給が確定した額325万円のみが損害賠償金の額から控除されることとなり、仮に設例の請求額全額の損害の発生が認められた場合には、原則として、上記金額を控除した2,675万円分の請求が認容されることになると考えられます。

問150. 中間指針において明示されていない給付金等については、損害額から控除すべきかすべきでないか、どのように判断されるのか。

(答)

中間指針において明示されていない給付金等が控除の対象になるか否かについては、個別の給付金等の性質に照らし、それが本件事故により生じた損害を填補する趣旨のものであり、本件事故に起因して損害と同質性がある利益を受けたと認められるか否かという観点から、個別に判断されることとなります。

問151. 東電が損害賠償金を支払う際に控除することができる」とされる「既に被害者に支払われた、あるいはそれと同視し得る程度にその存続及び履行が確実であるということが出来る場合」とは、具体的にはどのような場合か。

(答)

1. 「既に被害者に支払われた」とは、現実に給付金等を被害者が受領した場合を指し、典型的には、被害者の口座に給付金等が振り込まれた場合等を指します。
2. 「それと同視し得る程度にその存続及び履行が確実である」ということができる場合」とは、単に受給権を取得した範囲全部ではなく、それにより被害者に生じた損害が現実に補填されたものということができる場合を指し、例えば、国民年金法等に定められている受給権の喪失事由（国民年金法40条等）が発生したとしてもなお支給を受けることができる部分を指します。

(参考) 最大判平成5年3月24日

「法（注：地方公務員等共済組合法）の規定によれば、退職年金の受給者の相続人が遺族年金の受給権を取得した場合においても、その者の婚姻あるいは死亡などによって遺族年金の受給権の喪失が予定されているのであるから（法九六条）、既に支給を受けることが確定した遺族年金については、現実に履行された場合と同視し得る程度にその存続が確実であるということが出来るけれども、支給を受けることがいまだ確定していない遺族年金については、右の程度にその存続が確実であるということとはできない。」